

【新潟県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は<事項> 1～4
地方卸売市場新印青果西部卸売市場	地方卸売市場(株)新印青果西部卸売市場業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社魚沼食品流通センター六日町市場	地方卸売市場(株)魚沼食品流通センター六日町市場 業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社魚沼食品流通センター小千谷市場	地方卸売市場(株)魚沼食品流通センター小千谷市場 業務規程	該当なし
地方卸売市場十日町生鮮食品株式会社	十日町生鮮食品業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社新印新潟総合卸売センター	地方卸売市場株式会社新印新潟総合卸売センター業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社新印新潟総合卸売センター胎内分店	地方卸売市場株式会社新印新潟総合卸売センター胎内分店業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社新津食品流通センター	地方卸売市場(株)新津食品流通センター業務規程	事項1について、市場内で誰もが閲覧できる場所への関係事項の掲示を検討中
地方卸売市場株式会社三条中央青果卸売市場	地方卸売市場株式会社三条中央青果卸売市場業務規程	該当なし
地方卸売長岡青果市場	長岡中央青果株式会社業務規程	該当なし
地方卸売市場柏印柏崎青果株式会社	地方卸売市場柏印柏崎青果株式会社業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社小出中央青果卸売市場	(株)小出中央青果卸売市場業務規程	事項1について、今後当卸売市場内で閲覧できるよう、掲示等の対応を検討中 事項3について、保証人が必要な旨を業務規程等に明記することを検討中
地方卸売市場新印上越青果株式会社	地方卸売市場新印上越青果株式会社業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社糸魚川青果卸売市場	地方卸売市場糸魚川青果卸売市場業務規程	該当なし
地方卸売市場佐渡広域食品流通センター	地方卸売市場佐渡広域食品流通センター業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社魚水島芝鮮部	地方卸売市場業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社三条魚市場	地方卸売市場 株式会社 三条魚市場 業務規程	事項1について、公表を検討中
地方卸売市場長岡中央水産株式会社	地方卸売市場 長岡中央水産株式会社 業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社長岡中央魚市場	地方卸売市場(株)長岡中央魚市場業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社柏崎魚市場	地方卸売市場(株)柏崎魚市場業務規程	事項1について、場内の所定の掲示板に掲示する方向で検討中
地方卸売市場株式会社小出魚市場	地方卸売市場(株)小出魚市場業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社一印上越魚市場	地方卸売市場(株)一印上越魚市場業務規程	該当なし

地方卸売市場上越水産株式会社	地方卸売市場上越水産(株)業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社糸一	(株)糸一業務規程	該当なし
新潟漁業協同組合地方卸売市場山北市場	新潟漁業協同組合地方卸売市場山北市場業務規程	該当なし
新潟漁業協同組合地方卸売市場岩船港市場	新潟漁業協同組合地方卸売市場岩船港市場業務規程	該当なし
新潟漁業協同組合地方卸売市場新潟市場	新潟漁業協同組合地方卸売市場新潟市場業務規程	該当なし
寺泊漁業協同組合地方卸売市場	寺泊漁業協同組合地方卸売市場業務規程	該当なし
佐渡水産物地方卸売市場	佐渡水産物地方卸売市場業務規程	事項1について、規程のホームページ掲載を検討中
新潟漁業協同組合地方卸売市場出雲崎市場	新潟漁業協同組合地方卸売市場出雲崎市場業務規程	該当なし
上越漁業協同組合地方卸売市場	上越漁業協同組合地方卸売市場業務規程	該当なし
地方卸売市場株式会社小合園芸センター	地方卸売市場株式会社小合園芸センター 業務規程	該当なし
新潟植物地方卸売市場	新潟植物地方卸売市場業務規程	該当なし
地方卸売市場長岡園芸卸売市場	業務規程	該当なし

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。  
 売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。